

地域資源活用商品創出支援事業 (第20回助成対象事業)の募集案内

公益財団法人 大分県産業創造機構（以下「機構」という。）では、県内で主たる事業を営む中小企業者等（以下「中小企業者等」という。）の収益の拡大と県内経済の活性化を目的として、中小企業者等が行う地域資源を活用した新商品の創出・販路開拓等の支援を行うため、地域資源活用商品創出支援事業の助成対象事業を募集します。

1 募集対象者

募集対象者は、次のいずれかに該当する者です。

(1) 大分県内で主たる事業を営む中小企業者

中小企業地域資源活用促進法に定める、次の a～l に示す中小企業者

- a. 資本金の額又は出資の総額並びに常時使用する従業員の数のいずれかが下表の要件を満たす会社及び個人

業種	資本金の額又は出資の額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業 その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

- b. 企業組合
c. 協業組合
d. 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会
e. 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人
f. 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、
水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
g. 森林組合及び森林組合連合会
h. 商工組合連合会
i. 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
j. 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会
(資本金及び従業者数による制限があるので、詳細はお問い合わせください。)
k. 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会
(資本金及び従業者数による制限があるので、詳細はお問い合わせください。)

l. 鉱工業技術研究組合

(ただし、構成員の3分の2以上が中小企業者であるものに限ります。)

(2) 大分県内で創業を希望する者

- (3) 大分県内に事業所を有する有限責任事業組合、特定非営利活動法人
- (4) (1)～(3)に該当する中小企業者等が中心となって県内外企業等と組成されるグループ、大学・試験研究機関等と共同で組成される産学官連携グループ
- (5) (1)～(4)の中小企業者等に対する支援を行う県内の特定非営利活動法人、商工会議所、商工会、県中小企業団体中央会等（（以下「支援機関」と呼びます。）

2 募集対象事業

募集対象事業は、中小企業者等が行う事業で次の2つの要件を満たす事業です。

- ・別紙1、2の「地域資源」を活用した研究開発、商品開発、販路開拓等を行うこと。
- ・事業を実施することで将来的に県内外、海外などへの販路拡大が見込まれること。

3 募集対象事業の区分等

募集は、産学官共同研究開発事業、企業単独商品開発事業、企業連携商品開発事業の3つの区分で行い、事業期間は交付決定の日から15か月以内です。

(1) 産学官共同研究開発事業（以下、「産学官研究事業」という。）

要件	助成率	助成限度額
中小企業者等が地域資源活用商品の開発に先立ち、大学・試験研究機関等の協力を得て行う実用化共同研究開発事業 大学・試験研究機関等と中小企業者等が互いにノウハウを結集し、新たな産業財産権の取得を目指す研究開発や実用化テスト等の取組を対象とします。(但し単なる特許の使用許諾、委託試験等については連携とみなされません。)	2/3 以内	5,000千円

(2) 企業単独商品開発事業（以下、「企業単独事業」という。）

要件	助成率	助成限度額
中小企業者等が行う地域資源活用商品開発及び開発に必要なマーケティング、販路開拓等事業	2/3 以内	5,000千円

(3) 企業連携商品開発事業（以下、「企業連携事業」という。）

要件	助成率	助成限度額
異業種、農商工連携等、3者以上の中小企業者等による連携体（以下「連携体」という。）が、地域資源を使って地域のブランド化を目指す事業	2/3 以内	5,000千円

※企業連携事業の連携体の構成員間での取引に係る経費については助成対象となりません。

4 助成対象経費

助成対象経費は下表のとおりです。

助成金支払前に検査を行い、証拠書類により確認できる経費のみが助成対象となります。なお、「おおいた地域資源活性化基金交付要領」に基づく交付決定の前に執行した経費については対象となりません。

経費区分	内 容	
	補助対象経費の説明	
(1) 謝金	委員謝金、専門家謝金 当該事業を実施するための委員会などを開催する際に委嘱した委員、専門家への謝金として支払われる経費	
(2) 旅費	委員旅費、専門家旅費、職員旅費、調査旅費等 委員、専門家への旅費及び助成事業の実施に必要な職員等の旅費として支払われる経費	
(3) 庁費	会議費、会場借料、資料費、印刷費、原稿料、通信運搬費、消耗品費 会議開催、資料作成・発送、原稿作成、印刷等助成事業の事務運営のために支払われる経費	
(4) 会場借上料※1	展示会出展ブース代、会場附带設備レンタル料、ブース装饰材料費等	
(5) 原材料費	研究開発（商品開発）に直接使用する主要原料、主要材料及び副資材の購入に要する経費 本生産（既存商品）で使用する原材料は、助成対象となりません。	
(6) 構築物費※2	構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する費用 研究開発に不可欠で、助成対象として適切なものに限り、研究開発に無関係な使用、本生産整備として使用できません。	
(7) 機械装置・ 工具器具費	①研究用（商品開発用）機械装置（又は自社により機械装置を製作する場合の部品） ②研究開発（商品開発）に必要な機械装置を製作するための工具・器具 上記の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 助成金により購入した場合、購入した機械装置等を商品開発に無関係な使用、本生産設備として使用できません。 リース・レンタルでの導入の場合、助成期間内のリース・レンタル料が助成対象。ただし、助成期間開始以前にリース・レンタルで導入した機械装置等のリース・レンタル費は助成対象となりません。	
(8) 外 注 費	加工費	原材料等の再加工及び設計等を外注する際に要する経費
	調査研究費	市場調査・分析費等
	技術指導等受入費	技術指導、マーケティング戦略立案指導等に係るコンサルタント料
	デザイン料	新商品のパッケージ等のデザイン制作費
	装飾料	展示会の出展に伴う装飾制作費
	翻訳委託料	※ 展示会の出展に伴う商品カタログ等の翻訳経費
	通訳委託料	1 展示会の出展に伴う会場内の通訳経費
広報関係費	開発した新商品の広報のためのWEBサイト運営費、パンフレット印刷費等	
(9) 雑役務費	事業補助者賃金、交通費等 助成事業に必要な業務を補助するために臨時的に雇用するパート、アルバイトの賃金、交通費として支払われる経費	
(10) その他	上記に掲げるもののほか、機構が特に必要と認める経費	

※1は、企業単独事業、企業連携事業のみが対象

※2は、産学官研究事業のみが対象

【留意事項】

- ・次の経費については、助成対象となりません。
 - ①助成対象事業者の社員の人件費
 - ②展示会場で小売りすることを目的にした展示会等への出展に係る経費
 - ③過度に高額な旅費・宿泊費
- ・原材料費等は試作に供するものに限りませ。 (販売するもの等は対象外)
- ・この事業で取得した機械装置等は、助成事業の目的（試験、試作等）以外、本生産等に使用することはできません。
- ・助成対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、証拠書類によって金額等が確認できるものに限りませ。

5 募集期間

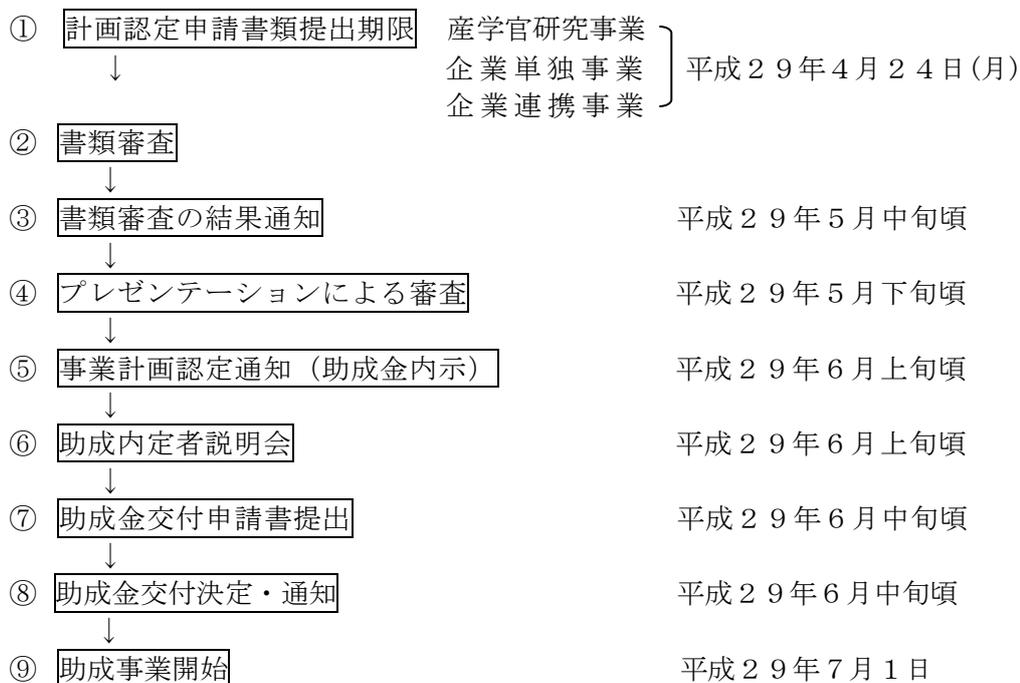
【受付開始】平成29年3月24日（金）

【受付締切】平成29年4月24日（月）17時必着

※お問合せ時間 8：30～17：15（土曜・日曜・祝日を除く。）

※事業計画書、添付書類等の提出書類に不備、不足がある場合は、受付ができませんので、余裕をもったスケジュールで書類をご提出ください。

6 スケジュール



7 応募方法

次の書類を作成の上、提出先への持参又は機構あて郵送してください。

(1) 提出書類

- ・ おおいた地域資源活用商品創出事業実施計画認定申請書（第1号様式）（以下「計画認定申請書」という。）
- ・ 事業計画書（第2号様式）
- ・ 収支予算書（第3号様式）
- ・ 誓約書（第4号様式）
- ・ 直近2期分の決算書（写し）又は確定申告書（写し）
- ・ 履歴事項全部証明書（法人のみ）※6ヶ月以内発行のもの
- ・ その他機構が必要と認める書類

※上記の第1号～第4号の様式は、大分県産業創造機構ホームページからダウンロードできます。 <http://www.columbus.or.jp/>

【書類記載の留意事項】

- ・ 事業計画書（第2号様式）の「研究開発・商品開発の概要」の（1）～（6）の各項目毎の記載は2頁程度までとしてください。
- ・ 事業計画書（第2号様式）の「6事業に要する経費」は、ワード版とエクセル版のファイル形式をダウンロード出来ますので、作成しやすい方を選んで、使用してください。

(2) お問い合わせ・提出先

公益財団法人 大分県産業創造機構 地域産業育成課
〒870-0037 大分市東春日町17番20号 ソフトパークセンタービル内
TEL：097-537-2424
FAX：097-534-4320
E-mail：m-ootsu@columbus.or.jp（担当：大津）

(3) 注意事項

- ・ 応募書類の内容については、当該審査以外に使用することはありませんが、特別なノウハウや営業上の秘密事項などについては、あらかじめ法的な保護を行うなど、応募者の責任で対応してください。
- ・ 産学官共同研究開発事業、企業連携商品開発事業等、複数の事業者が参画する場合は、参画者の役割分担、経費配分等が分かるよう事業計画書（第2号様式の「3 研究開発の概要」の「(6) 研究開発体制」及び「6 事業に要する経費」）に記載してください。また、直近2期分の決算書又は確定申告書は、事業参画者全員分が必要です（大学・公設試験研究機関は不要）。
- ・ 国及び地方公共団体等の補助事業、又は委託事業と重複する場合は、助成対象外とする場合があります。
- ・ 提出書類は返却しません。

8 審査方法

審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査とします。

書類審査により、プレゼンテーション審査対象案件を選定した後、プレゼンテーション審査で事業計画認定事業を決定します。

9 審査項目

審査は、次の5項目で行います。

- (1) 新規性・革新性
 - ・研究開発・商品開発内容の新規性及び革新性があること
 - ・商品に独自性やストーリー性があること
- (2) 市場性
 - ・研究開発・商品開発の市場性が見込まれること
- (3) 成長性
 - ・県外市場進出等、成長性があること
 - ・市場に評価され、成長していく見込みがあること
- (4) 実現可能性
 - ・商品を作り出し、売上につなげるまでの具体的な計画があること
 - ・申請事業が確実に実施できる体制（人的資源、組織、資金）を備えていること
- (5) 地域経済への波及効果
 - ・地域経済の活性化が見込まれること
 - ・雇用創出等、地域経済への波及効果が見込まれること

10 事業計画の認定

事業計画の審査の結果、助成対象として適当と認める事業計画については、事業計画認定通知書（第1号様式の2）により通知します。

11 事業計画認定（助成内定）された場合の留意点

- ・代表者又は実務担当者及び経理担当者は、認定事業者説明会に出席する必要があります。
- ・経理書類、申請書類等の事務作業が相当量発生します。実施体制を事前に整備してください。
- ・助成金の交付を受けるには、別途「おおいた地域資源活性化基金助成金交付要領」に基づく助成金交付申請手続きが必要となります。
- ・助成金交付額は、予算の範囲内で減額されることがあります。
- ・助成金の交付決定を受けた事業は、申請者名・事業テーマ・事業計画の概要などを公表させていただきます。
- ・助成事業終了後、決算情報、事業化状況等について、毎年報告（助成期間終了後5年間）する必要があります。
- ・おおいた地域資源活性化基金事業は、平成30年度までの事業です。このため、助成金の交付については、補助事業の進捗状況に応じて補助金の一部をお支払いする「概算払」の取り扱いはありません。助成金は事業完了後の交付となります。
- ・全ての認定事業は、会計検査院が実施する会計実地検査の対象となります。